特定秘密の保護に関する法律案のポイント

特定秘密－行政機関の長が指定－

国家公務員法上の秘密

特定秘密

特定秘密

安全保障に関する情報で

次のいずれかの事項に該当

① 防衛
② 外交
③ 特定有害活動の防止
④ テロリズムの防止

に関するものとして法案で列挙する事項

＋

特段の秘匿の必要性

※ 指定の有効期間は上限5年（更新可能）。指定期間が30年を超える延長には内閣の承認が必要。
※ 政府は、指定等の運用基準を有識者から意見を聴いて策定。

特定秘密の取扱者の制限

適性評価をクリアした者のみが特定秘密の取扱いの業務を行う

行政機関内外で特定秘密を提供し、共有するための仕組みの創設

特定秘密を漏えいした者等を処罰（懲役10年以下等）

※ 本法を拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない旨を規定。
※ 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とする旨を規定。